

「島の推しごとグランプリ」投票 実施要領

1. 目 的

当市では、高校を卒業した生徒が進学等で島外に転出し、その多くが就職後も佐渡に戻らないという課題を抱えている。原因のひとつとして、市内の産業・企業に対する認知・理解を醸成する機会が乏しく、佐渡に戻って来たいと思っても希望の就職先にたどり着けないことが挙げられる。

そういった状況を改善するため、本事業では投票企画という注目を集めやすいイベントを通じて、島内企業や仕事内容の PR 機会を提供し、これから将来の佐渡を担う世代に地元企業への愛着や認知を持ってもらうため、実施するもの。

2. 実施主体・主管

佐渡市地域振興部地域産業振興課

3. 事業期間

令和7年7月 11 日から令和8年3月 31 日

うち、投票期間 令和7年9月 23 日から令和7年 11 月 24 日

4. エントリー対象者

市内に本社・事業所を有する企業・法人(以下、「企業等」という。)の代表又は従業員であって、市内で働いている者、又は市内において自営業、農業、水産業など(以下、「自営業等」という。)を営む者で、次のエントリー資格を満たす者とする。

5. エントリー資格・条件

(1) 投票の候補者は、以下を満たす者とする。

【企業等】

- ① 企業等が推薦していること。
- ② 候補者本人が推薦内容に同意していること。

【自営業等を営むもの】

- ① 現に市内で自営業等を営んでおり、概ね 1 年以上継続していること。
- ② 候補者本人がエントリーを希望していること。

(2) 市が別に定める審査基準に基づき、不適切と判断した候補者については、投票対象から除外できるものとする。

6. エントリー方法

・募集期間 令和7年7月 16 日から令和7年 8 月 20 日

・提出様式 【様式1】「島の推しごとグランプリ」候補者エントリー申請書
【様式2】事業者推薦状

- ・提出方法 電子メール
- ・提出先 佐渡市地域産業振興課 (sangyo@city.sado.niigata.jp)

7. 審査方法

(1) 審査の流れ

① 一次審査(予定)

別に定める審査基準に基づき、市が投票対象とする候補者を選定する。

② 投票

- ・エントリー者のなかから得票数の最も多い者をグランプリとする。
- ・投票方法は、佐渡市 LINE による投票、「佐渡市産業サミット」にて投票箱の設置。
なお、その他市のイベント等において、投票を促す場合もある。
- ・投票者は、投票者1名につき1回とする。不正な投票があった場合は、その者が行った投票すべてを無効とする。
- ・投票者へ抽選で、粗品を贈呈する。

(2) 評価基準

- ・自社、職の魅力 PR に寄与するものであること
- ・職場での実績や取り組み、技術などが優秀であること
- ・候補者の人物的魅力(人柄、仕事に向かう姿勢、リーダーシップなど)

以上のことを踏まえ、グランプリ1名のほか、その他のエントリー者には、評価基準をもとにそれぞれ賞を定め、全員に賞を授与する。

8. 結果発表及び賞品の授与

投票終了後、市で受賞者を確定し、受賞者に連絡するとともに、以下により発表するものとする。また、受賞者へ、賞品を授与する。

- ① 表彰式の実施
- ② 佐渡市ホームページ、市報、その他広報機能での公表

※その他必要に応じた媒体により公表する場合がある。

9. 候補者による PR について

投票対象となった候補者については、佐渡市公式ホームページ上にて紹介ページを作成・公開するほか、投票期間中に開催する「佐渡市産業サミット」において、紹介 PR を行う。

あわせて、候補者及びその所属企業等において、企業ホームページ、SNS、社内報などの媒体による自主的な広報活動も可能とする。

なお、候補者及びその所属企業等による広報を行う際は、その写真等に第三者が写り込

む場合の肖像権など、権利処理を適正に行うこと。権利侵害により生じた不利益について、市は一切の責任を負わない。

10. 禁止事項

本企画の公正な運営を確保するため、以下の行為を禁止する。違反が確認された場合、該当候補者を対象から除外する場合もある。

- ① 虚偽または誤解を招く内容による自己 PR
- ② 他の候補者や企業を誹謗中傷する言動・発信
- ③ 投票と引き換えに物品・金銭を提供する行為
- ④ 政治的、宗教的な主張を含む内容の発信
- ⑤ 公序良俗に反する行為または社会的信用を損なう行為

11. 受賞者と佐渡市広報との連携

本事業による受賞者は、表彰式の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、本事業及び市の行う雇用対策等の事業に関する広報において連携することができるものとする。連携にあたっての条件については、受賞者本人や、受賞者の属する企業等と市が別途協議する。

12. その他

- ・やむを得ない事情により、候補者に事前通知することなく、応募期間や表彰内容の変更、事業を中止する場合がある。その場合においても、市はいかなる人・企業等においても一切の責任を負わない。
- ・本事業に応募したこと、または受賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害等の申し立てについて、市は一切の責任を負わない。
- ・本事業において取得した個人情報については、適正に管理し、本要領に定める事項以外には使用しない。

13. 問い合わせ先

佐渡市地域振興部 地域産業振興課 産業振興係
〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
Tel:0259-67-7863
Mail:sangyo@city.sado.niigata.jp